

入院のご案内



草加市立病院

〒340-8560 埼玉県草加市草加二丁目21番1号

TEL 048 (946) 2200 (代表)

FAX 048 (946) 2211

ホームページ <http://www.soka-city-hospital.jp>



目 次

病院長あいさつ	1
草加市立病院の理念	1
患者さんの権利 患者さんへのお願い	2
こども憲章	3
患者さんの個人情報の保護についてのお知らせ	3
当院での患者さんの個人情報の利用目的	4
手術や処置、検査等のリスク（危険性）に関して	5
入院までの流れ	6
主治医・看護師・病棟（病室）	6
持ち物	7
入院生活	8
入院患者さんへのお願い	10
感染防止対策	11
医療安全対策	11
褥瘡（床ずれ）対策	11
患者支援業務について	12
面会（お見舞い）について	12
施設のご案内	13
退院について	14
入院手続き・入院費用・お支払いのご案内	15
交通のご案内	22

○ごあいさつ

この度は、草加市立病院で入院治療を受けていただくことになりました。医師、看護師をはじめ関係する医療スタッフ一同、最善を尽くしていきますので、安心して入院生活をお送りください。

疑問などがありましたら、いつでも主治医又は担当医、担当看護師に遠慮なくお聞きください。

病院長 矢内 常人

○草加市立病院の理念

◆基本理念

草加市立病院は、市民のいのちと健康を守り、地域医療の中核を担うことを使命とします。

◆基本方針

1 地域中核病院の役割

総合的・急性期医療を基盤に、高度専門、二次救急と地域医療連携の充実に努めます。

1 患者中心の医療の確立

十分な説明と同意のもと開かれた、患者さんの権利を尊重する親切的医療の提供に努めます。

1 安全で良質な医療の提供

安心して医療を受けられる環境づくりや、市民の信頼が得られる質の高い医療の実践に努めます。

1 健全経営の確保

地方公営企業法の精神を生かし、公共性と経済性とのバランスのとれた健全経営に努めます。

○患者さんの権利

- 1 自己決定の権利
ご自身の治療内容を選び、治療に参加する権利があります。
- 2 情報提供を受ける権利
納得のいく十分な説明を受ける権利と、ご自身の治療記録の開示を受ける権利があります。
- 3 良質な医療を受ける権利
全ての人は良質な医療を公平に受ける権利があります。
- 4 機密保持が保証される権利
プライバシーが保護され、可能な限り私的な環境を、病院内で保持する権利があります。
- 5 尊厳を得る権利
個人の人格が尊重され、医療従事者と相互信頼、相互協力のもとに医療行為を受ける権利があります。
- 6 第三者の意見を聞く権利
診断、治療に関し主治医以外の第三者の意見（セカンドオピニオン）を聞く権利があります。

○患者さんへのお願い

- 1 治療に参加し、治療にご協力ください。
病気を治す主役は患者さんご自身です。
- 2 治療に必要ですので、ご自身に関し正確な情報をお知らせください。
- 3 医療従事者の説明などで、不明な点は理解できるまでおたずねください。
- 4 他の患者さんの診察・治療の支障にならないようにご配慮お願いします。

※また、安静時間や夜間（午後10時～翌午前7時）につきましても、患者さんの療養や睡眠の確保にご協力ください。

○こども憲章

こどもたちは

- 1 いつでもひとりの人間として尊重にんげん そんちょうされます。
- 2 より良い医療よ いりょうを受けることができます。
- 3 自分の健康状態じぶん けんこうじょうたいや検査・治療方法けんさ ちりょうほうほうについて、おのおのの理解りかいに合わせて、必要ひつようで十分な説明じゅうぶん せつめいを受けることができます。また、第三者だいさんしやの意見いけんを聞くことができます。
- 4 自分の考えや思いじぶん かんが おもを、スタッフや家族かぞく はなに話したり、聞いたりすることができます。
また、自分で決めたり、伝えたりつたすることができない場合ばあいには、代わって家族かぞくに決めてもらうことができます。
- 5 親おやまたは親おやに代わる人かと一緒にひと いっしょ過ごすことができます。
- 6 年齢ねんれいや健康状態けんこうじょうたいにあわせた活動かつどうに参加さんかし、教育きょういくを受けることができます。
- 7 プライバシーがいつでも守まもられます。

○患者さんの個人情報個人情報の保護保護についてのお知らせ

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

【個人情報の利用目的について】

当院では、患者さんの個人情報を「当院での患者さんの個人情報の利用目的」により利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく場合には、改めて患者さんから同意をいただいております。

【個人情報の開示・訂正・利用停止について】

当院では、患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましては「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めています。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、医事課までお気軽におたずねください。

○当院での患者さんの個人情報の利用目的

1 病院内での利用

- (1) 患者さんに対する医療サービスの提供
- (2) 医療保険等の事務
- (3) 入退院等の病棟業務
- (4) 診療費の請求及び料金の徴収事務等の会計・経理事務
- (5) 医療事故等の報告
- (6) 患者さんへの医療サービスの向上
- (7) 病院内の医療実習の教育
- (8) 医療の質向上を目的とした医師及び看護師その他医療従事者への臨床・症例研究

2 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者さんの診療等のため外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の委託その他の業務委託
- (5) ご家族等への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関等への診療報酬明細書等の提出並びに審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (8) 事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合の事業者等への結果報告
- (9) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等
- (10) 医学・医療等の発展を目的とした学会や研究での利用（個人を特定する情報は匿名化して利用します）
- (11) その他、患者さんへの医療事務に関する利用

3 その他の利用目的

- (1) 医療サービス業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 第三者評価機構等の外部監査機関への情報提供

※上記のうち、同意しない事項がある場合は、その旨を医事課までお申し出ください。お申し出がない場合については、同意いただけただけのものとして取り扱わせていただきます。

なお、これらのお申し出については、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

○手術や処置、検査等のリスク（危険性）に関して

一般的にどのような診療行為（薬物治療や検査を含め）も身体に何らかの負担や侵襲（苦痛や創など）を伴います。そして通常、その診療行為による患者さんの利益は不利益を上回ります。しかし、医療というのは本質的に不確実なところがあるため、その点を理解しておいていただく必要があります。

つまり、診療行為に過失や過誤が無くても副作用（有害事象）や合併症（偶発症）、事故などの生ずる可能性があります。さらに、診療行為とは無関係の病気や加齢に伴う異常が診療行為の前後に発症することもあります。それらに対しては、もし生じた場合、一刻も早く回復できるよう最善を尽くしますが、生命に危険が及ぶこともあり得ます。

予想される重要な副作用（有害事象）や合併症（偶発症）などについては事前に説明いたします。しかし、極めて希なものや予期できないものもあり、全ての可能性を言い尽くすことは実際上不可能です。こうした医療の不確実性に基づく問題は、人間の生命の複雑さと有限性、そして個人の多様性に由来するものですから、可能性を低くすることはできても全く無くすることはできません。

診療行為にはこうしたリスク（危険性）のあることを十分に理解した上で同意書にはご署名願います。疑問があるときには、納得できるまで担当医ないし主治医に質問してください。理解や納得のできない場合は、無理に結論を出さず、他の医師の意見（セカンドオピニオン）をお聞きになることをお勧めします。

その場合、診療行為を実施するタイミングが遅れる可能性はありますが、必要な資料は提供いたしますし、他の医師の意見を求めることで不利な扱いを受けることもありませんので、ご安心ください。

○入院までの流れ

外来受診（入院指示）

※緊急入院の場合は各診療科の医師・看護師の指示に従ってください。



入院日当日（本館1階6番窓口）

入院日： 年 月 日

※一旦外来受診をお願いする場合がありますので、各診療科の医師・看護師の指示に従ってください。



入院日当日（病棟へ）

○主治医・看護師・病棟（病室）

1 診療科は（ 科）で診療科長は（ 医師）です。

2 主治医は（ 医師）です。

3 病棟師長は（ 看護師）です。

※看護師はチームで担当しますので、安心して入院生活をお送りください。

4 病棟は（ ）です。

5 病室は（ 号室）です。

(1) 患者さんの誤認防止のために、原則病室には名札を表示します。

表示を希望されない方は看護師にお申し出ください。

(2) 治療及び看護の必要性に応じて、病棟・病室を変更させていただくことがあります。予めご了承ください。

(3) 患者さんが未就学児の場合を除き、原則として付き添いは必要ありません。療養上必要な場合はご相談しますので、ご協力をお願いします。

○持ち物

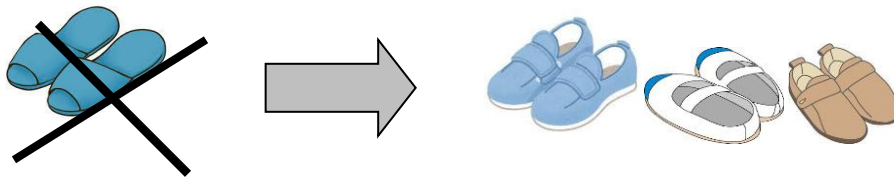
◇入院生活に必要な持ち物（必ず名前を記入してください。）

洗面道具一式	●洗顔洗髪用具 (シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、ひげそり等)
日用品	●イヤホン（テレビ用） ●ティッシュペーパー、タオル、バスタオル、上履き（室内履き） ●オムツは、当院で準備します（有料）。オムツの持ち込みを希望される方は、看護師にご相談ください。 ●湯飲み（マグカップ） ●義歯の方は、義歯を外した時の入れ物 ●着替え（下着）、寝巻（パジャマ） なお、貸し出し用の寝巻（病衣）も有料でご利用いただけます。 (金額は事前にスタッフにお問い合わせください。)
服薬中のお薬	●服薬中のお薬のほかに、お手持ちの「お薬手帳」・「薬の説明書」も必要となります。
その他	●看護師から説明のあったものについては、ご準備ください。

※洗面道具や日用品は本館1階売店でも購入できます。

上履き（室内履き）について

入院中の履物で、スリッパ・サンダル等は滑りやすく骨折や頭部損傷などの危険があります。紐のないシューズタイプの履物（履き慣れたかかとのある靴）をご用意ください。

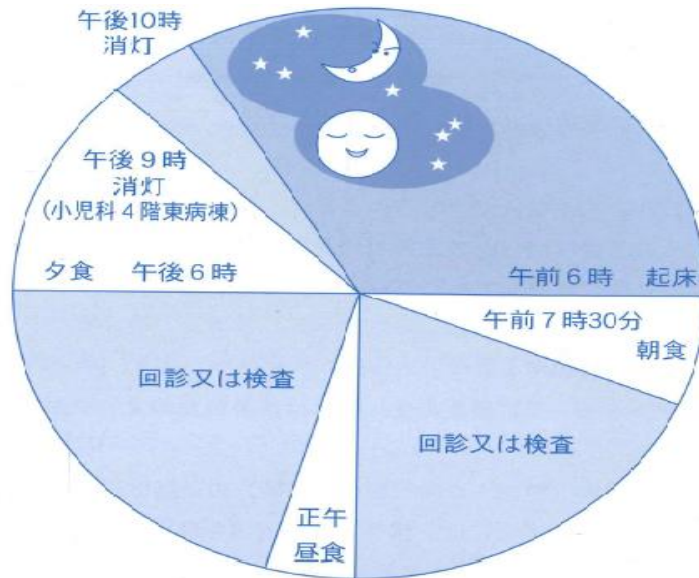


※院内におきましても紛失や盗難事故などの危険があります。床頭台にセーフティーボックスがありますが、多額の現金、貴重品、物品等はお持ちにならないでください。万が一、紛失や盗難等が起こりましても、当院はその責任を負いかねます。

※入院のための荷物を宅配便等で送付することは、ご遠慮ください。

○入院生活

◇当院では、患者さん等からの謝礼は一切固くお断りしております。



1 食事について

- 朝食：午前7時30分頃 昼食：正午頃 夕食：午後6時頃 です。多少、時間が前後する場合があります。
- お食事は、常食と治療食があります。なお、アレルギー等により食物制限のある方は、事前に看護師にお知らせください。
- 各階に食堂がありますので、ご利用ください。なお、支障のある方には、担当が病室までお届けします。
- 付き添いの方の食事については、看護師におたずねください。
- 主治医の指示により管理栄養士が栄養相談・栄養指導を実施します。

2 入浴について

- 入浴日及び入浴時間は次のとおりです。入浴に必要なものはご用意ください。
入浴日 男性使用日、女性使用日に分かれています。
入浴時間 午後1時～午後7時
- 入浴許可がない患者さんは、病室で清拭をします。

3 シーツ等の交換について

- シーツ・布団カバー・枕カバーは週一回交換します。汚れがひどい場合はその都度交換します。
- 病衣（有料）は週3回程度交換します。汚れがひどい場合はその都度交換します。

4 非常時について

- 非常口は患者さんだけでなく、ご家族の方も確認をお願いします。
- 災害発生時は職員の誘導に従い行動してください。

5 外出・外泊について

- 主治医の許可を必ず受け、外出・外泊許可願に行き先や連絡方法、帰院予定日時を記入し、担当看護師に提出してください。
- 外出する際は、私服に着替えてください。

6 携帯電話の使用について

- ※入院患者さんへの電話の取り次ぎはいたしませんのでご了承ください。
- 院内では全てマナーモードに設定の上、通話は携帯電話のマークが掲示してある場所をお願いします。決められた場所以外ではメールのみの利用としてください。
なお、安静時間や夜間（午後10時～翌午前7時）の通話をご遠慮ください。
- 医療機器に支障が生じる場合には、携帯電話の使用を禁止する場合がありますので、その際は職員の指示に従ってください。

7 電気製品の使用等について

- 院内のコンセントは医療用ですので、電気製品の充電やコンセントを使用する電気製品の持ち込みはご遠慮ください。なお、赤や緑のコンセントは医療機器専用電源のため、絶対使用しないでください。
- 持ち込まれた電気製品の管理は、患者さんご自身でお願いします。

8 病室の設備等について

- 各病床にはテレビ・冷蔵庫が設置されています。ご使用にあたっては、共通プリペイドカードが必要ですので各病棟に設置されている販売機で購入してください。
なお、カード残額の精算は、本館1階6番入院・会計受付又は本館1階時間外出入口警備室前に設置されている精算機をご利用ください。
- 患者さん用のロッカーがありますが、鍵の使用をご希望の場合は看護師にお申し出ください。

○入院患者さんへのお願い

○当院は、クリニック等の地域医療機関から緊急・重篤な患者さんを受け入れる役割を担っています。

そのため、緊急時や患者さんご自身の症状等により、次のようなお願いをする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 入院予約日の変更 ② 病棟・病室の変更 ③ 手術日時の変更

また、地域医療機関と連携して、病状が安定した患者さんの在宅支援（退院）や状態にあった医療機関や施設へのご紹介（転院）を推進していますので、併せてご理解をお願いします。

○入院中は治療上の必要性から様々な制約事項がありますが、患者さんの一日も早い回復のためですので、ご理解をお願いします。

なお、医師等の指示に従えない場合や、診療の妨げになる場合には、退院していただくこともありますのでご了承ください。

○医師等からの病状説明は、原則として正規の勤務時間内に行います。特別のご希望がある場合は、お申し出ください。

○病棟等では、お互いに患者さんのプライバシーを尊重していただくことをお願いします。また、政治・宗教活動・物品販売のあっせんや勧誘等を行わないでください。

○当院は敷地内全面禁煙ですので、入院中の喫煙はご遠慮ください。

なお、路上・公園での喫煙もご遠慮ください。

○院内での飲酒はご遠慮ください。

○虫歯やぐらつきのある歯などの治療は入院前に、済ませておくことをお勧めします。

○入院患者さんの継続的な駐車場利用は原則禁止となっております。緊急入院で駐車場のご利用がある場合は、必ず職員へお申し出ください。

○当院は医学生や看護学生、薬学生、救急救命士等の実習施設となっており、医師・看護師の責任において事前に誓約書を交わし実習させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

○感染防止対策

- 1 院内での感染を防ぐうえで、使い捨てのタオル、おしぼりを採用しております。
- 2 生花・鉢植え植物・ドライフラワー等は感染源となることがあるため、お見舞い等での持ち込みはご遠慮ください。
- 3 入院中はうがいや手洗いをおこなっていただくとともに、病室の出入り口に設置してあるアルコール手指消毒剤を使用して手の消毒をお願いします。
- 4 新型コロナウイルス感染症の蔓延にともなう院内感染の発生を防止するため、患者さんには入院中もマスクの着用をお願いしています。また、検査・処置・手術・リハビリや売店での買い物等の際を除き、入院病棟外へ出ることはお避け下さい。
なお、マスクは売店のほか、院内3カ所の自動販売機でも販売しております。

○医療安全対策

当院では、安全で良質な医療の提供に日々つとめておりますが、患者さんやご家族のご協力も必要となりますので、以下の内容についてご理解とご協力をお願いします。

①ネームバンド着用について

患者さんの誤認防止のため、入院期間中はネームバンドを手首に装着していただきます。

②名前の確認について

採血やレントゲン等の検査・治療・処置の前にこちらから名前をお呼びするだけでなく、患者さん自身にも名前を名乗っていただきます。

③転倒防止について

入院中の履物で、スリッパ・サンダル等は滑りやすく骨折や頭部損傷などの危険があります。紐のないシューズタイプの履物（履き慣れたかかとのある靴）をご用意ください。

○褥瘡（床ずれ）対策

- ◇全ての入院患者さんに対して、褥瘡発生の危険性を評価し、マットレスの選択や患者さんの皮膚の状況に合わせた予防ケアをおこなっています。
- 褥瘡のある患者さんに対しては褥瘡対策チームが、栄養サポートチームとも連携し褥瘡治療・ケアをおこなっています。

○患者支援業務について

◇ご意見・ご要望・各種ご相談について

○患者さんの声

当院では、患者さんへ様々な支援をさせていただくため、各フロアに「患者さんの声」投稿箱を設置しております。ご意見・ご要望等がございましたら、お寄せください。

○患者相談室（本館1階 総合受付4番窓口隣）

病気や健康上の悩みや専門的な治療方法、入院生活等について、看護師が個別相談に応じておりますので、ご希望の方は担当看護師におたずねください。

○在宅療養支援

ご自宅で安心して療養生活が送れるよう、退院後に自宅で行う医療処置や介護、往診医、訪問看護、在宅ホスピス等について、専門の看護師が個別相談に応じております。ご希望の方は主治医又は担当看護師におたずねください。

○医療福祉相談

病気やけがをきっかけに生じる不安や悩み事、社会福祉制度、医療費に関する助成制度等について医療ソーシャルワーカーが問題解決のお手伝いをおこなっています。

なお、相談受付は外来診療時間内となります。ご希望の方は主治医又は看護師におたずねください。

○面会（お見舞い）について

1 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症から入院中の患者さんを守るため、面会は原則として全面的にお断りしています。診療上必要な場合は、職員の指示に従い、病室又は面談室等で短時間の面会をお願いします。病棟外（外来スペース等）での面会も固くお断りします。

2 診療上必要な面会時の注意事項について

○面会の際は、本館1階警備室又は各階スタッフステーションの面会者記入簿に記入をお願いします。

○病室内での飲食等、他の患者さんに迷惑となる行為は慎んでください。

○大勢での面会や未就学のお子さま連れでの面会はできません。小児科病棟（4東病棟）では、15歳以下のお子さまの面会はできません。

○風邪症状（発熱、咳、下痢）や味覚・嗅覚異常等のある方、体調不良な方の面会はできません。

○面会の方の駐車料金は有料です。（1時間ごとに100円）

3 面会のお問い合わせ

面会（お見舞い）希望者から病室の問い合わせがあった場合、個人情報保護の観点から、特定の個人に限定した対応は行わず、病院全体が面会禁止になっていることをお伝えします。なお、電話によるお問い合わせには一切対応しておりません。

○施設のご案内

1 病棟の設備等について

- トイレは一般病室のほか、共用トイレもご利用いただけます。
- 公衆電話は各階の食堂前に設置されています。
- 自動販売機は、本館各階の食堂内及び心臓・脳血管センターの家族控え室に設置されています。
- 洗濯機と乾燥機が設置されています。ご利用にあたっては、共通プリペイドカードが必要です。

【プリペイドカードについて】

プリペイドカードは1枚1,000円で販売しています。

ご利用の目安	
小型冷蔵庫：24時間	103円（103度数）
洗濯機：1工程	103円（103度数）
乾燥機：30分	103円（103度数）

※カード1枚あたりのテレビ視聴可能時間：1,450分

2 その他の施設について

- 売店(本館1階)：新聞・雑誌・日用品などを販売しております。
通常 午前8時30分～午後5時
土曜・祝日 午前10時～午後3時
日曜日 休み
- ATM：本館1階売店横に設置されています。
(24時間稼働、但しメンテナンス時を除く。)
- 理容室(本館1階)：予約制です。
ご希望の方は看護師にお申し出ください。
- 軽食・喫茶コーナー(本館3階)：どなたでもご利用になれます。
営業時間は次のとおりです。(閉院日は休業)
月～金 午前9時～午後4時
第1・3土曜日 午前9時～午後2時

3 各フロア案内

本館				
	西病棟	東病棟		
7階	病室	病室		
6階	病室	病室		
5階	病室	病室	心臓・脳血管センター	
4階	病室	病室	4階	腎センター
3階	◇リハビリテーション科 ●軽食・喫茶コーナー		3階	HCU (高度治療室)
2階	外 来		2階	CCU・ICU (集中治療室) *現在休止中 ●血管撮影室
	◇膠原病内科 ◇腎臓内科 ◇循環器内科 ◇小児科 ◇心臓血管外科 ◇皮膚科 ◇泌尿器科 ◇産婦人科 ◇耳鼻咽喉科 ◇呼吸器外科 ◇歯科口腔外科 ◇健康管理科 ●化学療法室 ●検査科(生理検査) ●内視鏡室 ●心臓血管撮影室 ●患者サポートセンター ●手術部			
1階	外 来		1階	子ども急病 夜間クリニック
	◇一般内科 ◇血液内科 ◇内分泌・代謝内科 ◇呼吸器内科 ◇消化器内科 ◇外科 ◇整形外科 ◇脳神経外科 ◇眼科 ◇緩和ケア科 ◇放射線科 ◇救急科 ●売店(ATM) ●理容室			

○退院について

◇医師からの退院指示により退院日が決定します。

退院時間は原則、「午前10時」となっています。

退院日は午前10時前後に退院出来るように、ご家族等のご協力をお願いします。

なお、ご都合が悪い場合は、看護師にお申し出ください。

○入院手続き・入院費用・お支払いのご案内

1 入院の手続き

主治医の診察により入院が決まりましたら、外来又は病棟看護師の説明を受けた上で、入院手続きをお願いします。

① 緊急入院の場合

入院から2日以内に本館1階 総合受付6番「入院受付・会計」の窓口で健康保険証を提示の上、入院申込書（兼）同意書を提出してください。

なお、ご家族等の方が受付時間外にしか提出できない場合は、本館1階10番「救急・時間外診療受付」にてお預かりします。

② 予約入院の場合

入院の予約日時に本館1階 総合受付6番「入院受付・会計」の窓口で、診察券・健康保険証を提示の上、入院申込書（兼）同意書を提出してください。

なお、指定時刻より早めに来られても、病室に入れない場合がありますのでご注意ください。

2 入院手続きに必要な持ち物

チェック欄	持ち物	
<input type="checkbox"/>	診察券	予約入院の方
<input type="checkbox"/>	健康保険証	「 <u>限度額適用認定証</u> 」又は「 <u>限度額適用認定・標準負担額減額認定証</u> 」、 <u>公費による医療受給者証</u> などをお持ちの方は、一緒にご提示ください。

チェック欄	提出書類	
<input type="checkbox"/>	入院申込書 (兼)同意書	緊急入院の場合は、入院後2日以内にご提出ください。 時間外・休日は本館1階 10番「救急・時間外診療受付」 でお預かりします。

ご不明な点は、本館1階 総合受付6番「入院受付・会計」の窓口までお問い合わせください。

3 入院費用のご請求について

① 退院時請求	退院される日に病室にお届けします。 なお、退院される日が土曜（第1・第3土曜を除く）、日曜及び休日の場合は、翌診療日以降にご連絡します。 また、緊急な転院等の場合で請求ができない場合は、後日連絡させていただきます。
② 定時請求 (入院中の請求)	定時請求は、1ヶ月分を翌月10日に病室にお届けします。 なお、10日が土曜・日曜及び休日の場合は、翌診療日となります。

入院費の計算方法について

当院の、入院医療費の計算方法は、厚生労働省が定めた包括評価による「定額払い」を基本とする会計方式(DPC/PDPS(診断群分類に基づく定額報酬支払制度))を採用しております。

※DPC/PDPSとは、患者さんの病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、1日あたりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する新しい会計方式です。なお、歯科口腔外科、自費診療、労災保険適用患者さん等対象外の場合もあります。

4 お支払いの方法

お支払い場所	取扱日時
<u>自動支払機（本館1階外来会計前）</u> ・請求書がお手元にある方は、左上にあるバーコードを自動支払機に読み取らせてください。 ・クレジットカードでお支払いの方は、暗証番号が必要です。 ＊暗証番号に対応していないカードをお持ちの方は、会計窓口でお支払いください。	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 （休診日を除く） 第1・第3土曜日 午前9時～午前11時30分 （休診日を除く）
<u>本館1階 6番「入院受付・会計」</u> 又は <u>本館1階 4番「外来会計」</u>	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 （休診日を除く） 第1・第3土曜日 午前8時30分～午後1時 （休診日を除く）
<u>本館1階10番「救急・時間外診療受付」</u> ・請求書がお手元にある方 ・入院費用のお支払いについてご連絡を受けた方	上記以外

振込みによるお支払いも出来ますので、ご相談ください。

なお、クレジットカードは、お取り扱いのないカード会社がございますので会計窓口までお問い合わせください。お支払いの際には、請求書又は診察券をご用意ください。

5 診断書・証明書について

診断書・証明書の申し込みは入院中と退院後では異なります。
ご注意ください。

① 入院中

退院日の記載を必要としない診断書・証明書は本館1階 6番「入院受付・会計」
窓口にお申し出ください。

また、退院日の記載が必要な書類（生命保険会社等に提出用）については、退院
日以降に本館1階 2番「保険証確認」窓口にお申し出ください。

② 退院後

本館1階 2番「保険証確認」窓口にお申し出ください。

*書類の作成には、日数がかかります。

また、料金も発生しますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

6 差額ベッド代〈病室差額料〉

①特別室、個室はご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

②病棟の状況や患者さんの病状によっては病室の移動をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

種 別		金 額 （ 1 日 に つ き ）			
		市 内 居 住 者		市 外 居 住 者	
		一 般	助 産	一 般	助 産
特 別 室		14,300円	13,000円	17,600円	16,000円
個 室	A	11,000円	10,000円	13,200円	12,000円
	B	7,700円	7,000円	8,800円	8,000円
	C	5,500円	5,000円	6,600円	6,000円
産科LDR個室 (居住型個室分娩室)		13,600円		16,000円	

*1日につきとは、午前0時～午後12時です。

例えば、午後11時に入院され翌日の朝午前9時に退院された場合は2日分の計算となります。

7 入院時食事療養費（入院中の食事代）

食事代は、食事療養費（1食640円）の一部をお支払いいただきます。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	1食あたりの食費
一般（下記以外）	一般（下記以外）	460円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	(※1) 210円
		(※2) 160円
該当なし	低所得者Ⅰ	100円

「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は提示ください。

(※1)：過去1年間の入院期間が90日以内

(※2)：過去1年間の入院期間が90日超

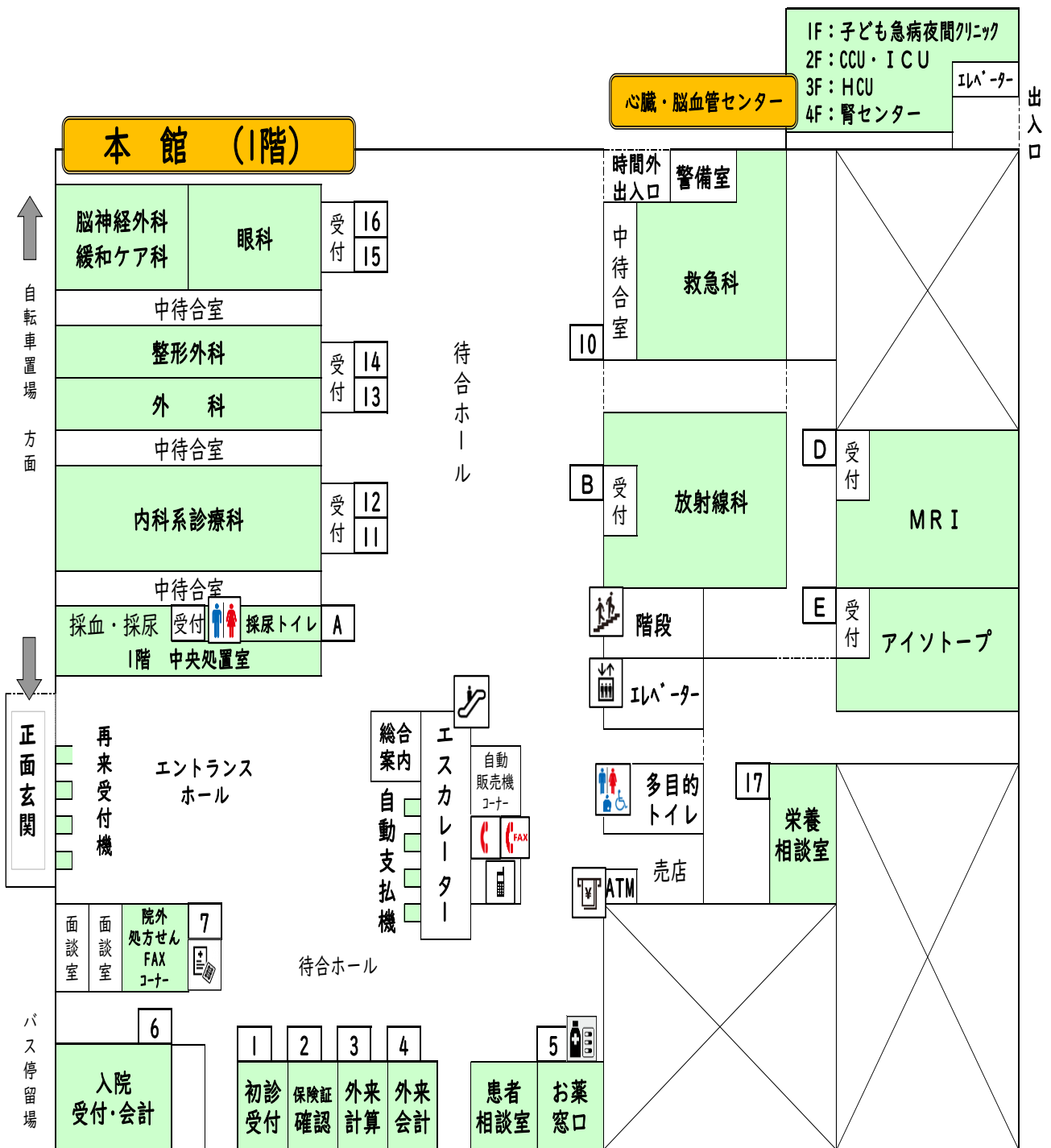
8 実費請求について

下記項目のご使用があった場合、実費にてご請求いたします。

なお、下記以外の項目については、院内掲示をご覧ください。

主な項目	単位	金額（税込み）
病衣	1日につき	(子供・大人用) 100円
		(新生児用) 80円
おむつ	1枚につき	(新生児用) 40円
		(子供用) 80円
紙おむつ等使用料 【紙おむつ等使用料には、大人用紙おむつ(S・M・L)、リハビリパンツ(M・L)、尿取りパットが含まれます】	1日につき	340円
ハミングッド（口腔内清浄補助具）	1本につき	40円
応急用スリッパ	1足につき	120円
浴衣	1着につき	1,980円
クリーンコットンアイ（清浄綿・持ち帰り用）	1箱につき	150円
診察券再発行料	1回につき	220円

9 院内案内図 (1階)





医療費が高額になる方へ 限度額適用認定証のご案内

ひと月に窓口で支払う医療費が高額になる場合、『限度額適用認定証』又は『限度額適用認定・標準負担額減額認定証』を、

『本館1階⑥番入院受付・会計窓口』に提示いただくことにより、窓口でのお支払いを軽減することができます。

『限度額適用認定証』又は『限度額適用認定・標準負担額減額認定証』は、加入されている健康保険窓口に交付の申請をしてください。

認定証は次の方が対象になります。

◇69歳以下の方については全員

◇70歳以上の方については

- ・住民税非課税の方
- ・次ページの表で所得区分が、現役並みⅠ・Ⅱに該当する方

*限度額適用認定証の交付を受けていなくても、後日、上限額を超えて支払った額を払い戻すことは可能です。

申請先（お問い合わせ先）

患者さんが加入されている健康保険が

- ★ 国民健康保険の場合：市区町村の国民健康保険窓口
- ★ 社会保険の場合：ご加入の各健康保険組合窓口

どの健康保険に加入しているかは、保険証の表面にてご確認ください。

ご案内

- 申請される場合は、発効期限・有効期限にご注意ください。
入院した月に申請されないと、翌月以降の認定証となります。
- 認定証を取得された方は、お早めに本館1階⑥番入院受付・会計窓口にご提示ください。
※ご提示が翌月になってしまいますと、当月中の適用が出来ない場合がありますのでご注意ください。
- 食事代や差額ベッド代等は含みません。
- 入院と外来は別々に計算します。合算はされません。
(医科と歯科も別計算です。)
- 病院や薬局の窓口で医療費を支払う際、それぞれの支払額を合算しての高額療養費の適用はされません(それぞれの窓口(薬局)ごとに、自己負担限度額を上限とする支払いが発生します)。
そのため、後日、ご加入の健康保険に対して、払い戻しの手続きをする必要がある場合があります。

高額療養費の上限額について

患者さんが加入されている健康保険により、所得区分の表記が異なります。(下の表は草加市の例です)

直接、ご加入の健康保険窓口へお問い合わせください。

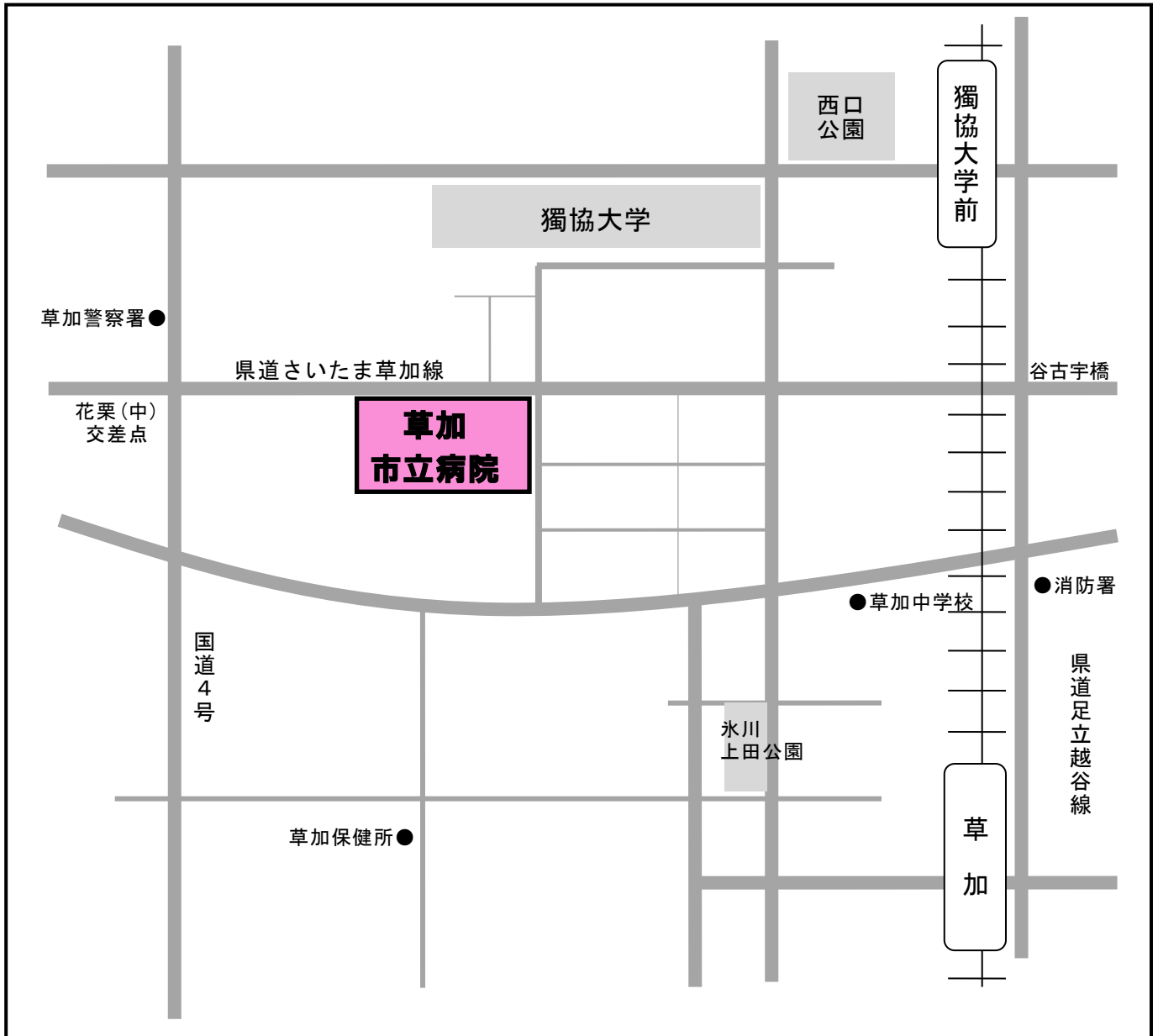
自己負担限度額(月額) ※月の1日～末日ごとの計算			
●70歳未満		●70歳以上	
①2つ以上の医療機関にかかった場合は、別計算 ②同一の医療機関でも、外来と入院は別計算(医科と歯科も別計算) ③2万1千円以上支払った医療機関が複数ある場合は合算		①医療機関の区別なく合算 ②外来は個人ごと、入院を含む場合は世帯で合算	
所得区分	3回目まで	4回目以降	
ア 基準総所得額 901万円超または未申告者	25万2600円+ (医療費の総額-84万2000円)×1%	14万100円	
イ 基準総所得額 600万円超～901万円以下	16万7400円+ (医療費の総額-55万8000円)×1%	9万3000円	
ウ 基準総所得額 210万円超～600万円以下	8万100円+ (医療費の総額-26万7000円)×1%	4万4400円	
エ 基準総所得額210万円以下	5万7600円	4万4400円	
オ 市県民税均等割非課税世帯	3万5400円	2万4600円	
所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み	Ⅲ課税所得額 690万円以上	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1% 4回目以降 14万100円	
	Ⅱ課税所得額 380万円以上 690万円未満	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1% 4回目以降 9万3000円	
	Ⅰ課税所得額 145万円以上 380万円未満	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1% 4回目以降 4万4400円	
一般	1万8000円 (年間上限 14万4000円)	5万7600円 4回目以降 4万4400円	
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円	
低所得者Ⅰ	8000円	1万5000円	



計算方法の注意点

- ①1か月ごとの計算です。
- ②入院時の差額ベッド代、食事代、保険外診療は対象外です。
- ③途中で保険の種類が変更になった場合は、別計算です。

案 内 図



○交通のご案内

- 東武スカイツリーライン草加駅下車徒歩約18分 獨協大学前駅下車徒歩約16分
- バス草加駅西口から
「安行出羽行き」「獨協大学前駅西口行き」「草加市立病院行き」
草加市立病院停留所下車
- パリポリくんバス
北東ルート（草加市立病院～獨協大学前駅東口～柿木公民館）
南西ルート（草加市立病院～草加駅西口～谷塚駅西口～見沼代親水公園駅）
新田ルート（草加市立病院～獨協大学前駅西口～勤労福祉会館～新栄団地）